

# 流山市総合運動公園

## バーベキューサイト運営事業者募集要領

令和3年12月

### 1 趣旨

流山市では総合運動公園の更なる魅力や利便性の向上を図るため、公園の再整備を進めており、令和2年度には市民ニーズの高いバーベキューサイトを整備しました。バーベキューサイトの試行運営は、令和元年度より断続的に実施しており、好評を得ているところです。そこで、令和4年度より本格運営に移行することから、運営事業者を募集することとしました。

### 2 公園施設の歴史

昭和 51(1976)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の開設に先んじて、昭和 11 年に製作された D-51 型蒸気機関車（通称「デゴイチ」）を保存し、一般開放されました。この機関車「デゴイチ」は、14 号機ですが、事実上「デゴイチ」と呼ばれる型の中では日本で最初に製作されたものです。</li> </ul>
昭和 52(1977)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの運動公園設置の要望があり、運動公園として野球場及び広場を開設しました。</li> </ul>
昭和 56(1981)年度から 昭和 62(1987)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館やテニスコート、日本庭園などが開設されました。</li> </ul>
平成 24(2012)～ 平成 25(2013)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年に流山市総合運動公園の再整備に係る基本計画を、平成 25 年には基本設計を策定しました。現在は、基本設計に基づいて再整備を進めています。</li> </ul>
平成 28(2016)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館を建て替え、キッコーマン アリーナを開設しました。</li> </ul>
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内最大級の大型複合遊具を設置しました。</li> <li>再整備を進めるにあたり、将来の収益施設の設置のほか、公園全体の活性化や利便性の向上などの賑わい創出の提案を受けるためにサウンディング型市場調査を実施しました。</li> </ul>
令和元(2019・平成 31)年 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民から要望のあるバーベキューサイトの本格運営に向けた試行運営を開始しました。</li> </ul>
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会情勢を踏まえ、バーベキューサイトの試行運営を中止しました。</li> <li>蒸気機関車 D-51 などの改修を行いました。</li> <li>バーベキューサイトの整備を行いました。</li> <li>アスレチック広場周辺の再整備に係る実施設計を行いました。</li> </ul>
令和 3(2021)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>バーベキューサイトの試行運営を再開しました。</li> <li>アスレチック広場周辺の工事を行っています。</li> <li>テニスコート周辺の再整備に係る実施設計を行いました。</li> </ul>
令和 4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>【予定】テニスコート周辺及び野球場観覧席の工事に着手します。</li> </ul>

### 3 計画地概要

#### (1) 計画地概要

- ・ 所在地 流山市野々下一丁目 40 番の 1
- ・ 区域区分 市街化区域
- ・ 公園種別 運動公園
- ・ 用途地域 第二種住居地域
- ・ 建ぺい率 60%
- ・ 容積率 200%
- ・ 景観計画区域 景観計画区域
- ・ 高度地区 第一種高度地区(12m)
- ・ 防災拠点 公園全域：広域避難場所  
キックマン アリーナ：指定避難所
- ・ 都市公園法及び都市公園法施行令に基づく建築制限

公園施設（建築物）の種類	およその上限建築面積(m <sup>2</sup> )
法 4 条 1 項	2,550
施行令 6 条 2 項、6 項	6,700
施行令 6 条 3 項	30,000
施行令 6 条 4 項	15,000
施行令 6 条 5 項	3,000

上記の上限建築面積はおよその数値です。また、都市公園法施行令 8 条 1 項に基づいて設置ができる運動施設面積は、最大でおよそ 75,000 m<sup>2</sup>ですが、すでにおおよそ 48,000 m<sup>2</sup>利用しています。この 48,000 m<sup>2</sup>には、今後作り直す予定のテニスコート約 3,000 m<sup>2</sup>が含まれています。

#### (2) 公園内の運動施設について

キックマン アリーナ（アリーナ・トレーニングルーム・武道場・ランニングコース・弓道場・幼児体育室・会議室）、野球場（1 面）、テニスコート（8 面）については、株式会社東京ドームスポーツが地方自治法に基づく指定管理者制度により平成 28 年度より 5 年間、管理・運営を行いました。また、令和 3 年度から 5 年間も同事業者が指定管理者制度により管理・運営を行っています。

##### ①キックマン アリーナの年間利用者数推移（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平成 28 年度	30,468	34,390	37,481	39,067	28,029	39,406
平成 29 年度	41,416	32,156	42,143	45,131	64,875	41,497
平成 30 年度	33,817	38,887	40,735	38,785	37,784	39,282
令和元年度	20,484	22,226	24,958	22,812	55,510	24,091
令和 2 年度	873	0	18,613	18,031	16,449	18,855

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	55,793	42,745	30,929	29,327	31,091	33,907
平成29年度	60,886	46,431	43,864	36,236	35,726	39,939
平成30年度	91,195	122,025	34,631	44,612	28,234	41,558
令和元年度	113,642	199,422	21,360	26,566	20,209	7,207
令和2年度	18,042	20,256	19,123	16,032	15,651	18,791

	合計
平成28年度	432,633
平成29年度	530,300
平成30年度	591,545
令和元年度	558,487
令和2年度	180,716

## ②野球場の年間利用者数（人）【12~3月は芝生養生期間を含みます】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成28年度	1,040	10,468	8,324	4,468	3,440	5,141
平成29年度	5,972	6,666	5,545	5,226	5,521	4,523
平成30年度	5,828	4,631	4,837	3,602	5,484	4,663
令和元年度	4,392	3,808	1,372	4,510	5,454	5,301
令和2年度	218	0	1,048	1,219	4,121	4,873

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	2,961	2,745	2,059	0	0	2,581
平成29年度	1,794	4,979	2,724	0	0	1,910
平成30年度	2,063	2,673	1,318	0	0	1,517
令和元年度	2,030	3,133	1,976	0	0	38
令和2年度	1,638	5,211	2,205	0	0	762

	合計
平成28年度	43,227
平成29年度	44,860
平成30年度	36,616
令和元年度	32,014
令和2年度	21,295

## ③テニスコートの年間利用者数（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成28年度	7,773	13,958	15,478	15,379	17,063	13,015
平成29年度	13,424	14,604	18,068	19,597	15,609	15,858
平成30年度	13,672	13,385	19,115	23,340	18,873	14,364

令和元年度	14,527	14,270	16,281	22,025	17,421	18,519
令和2年度	2,845	0	12,596	12,099	16,240	15,684

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	15,457	13,583	11,701	12,824	12,824	12,850
平成29年度	12,320	15,449	12,808	11,631	12,532	12,602
平成30年度	14,106	15,847	12,065	12,890	11,064	13,190
令和元年度	10,709	13,555	12,184	11,829	13,721	10,982
令和2年度	11,911	16,176	14,184	12,847	12,927	12,634

	合計
平成28年度	43,227
平成29年度	44,860
平成30年度	36,616
令和元年度	32,014
令和2年度	21,295

## 4 募集条件

### (1) 募集場所

流山市総合運動公園内バーベキューサイト及び隣接する南側駐車場です。詳細は資料1をご参照ください。

### (2) 募集事業者数

1事業者

### (3) 期間

2022年4月1日から2033年3月31日までの期間の内、事業者が提案する期間。都市公園法第5条3項に基づき、準備期間及び原状復旧期間を含めて最長10年とします。

### (4) 営業時間

営業可能な時間は、原則午前9時から午後6時までとしますが、事業者は提案及び協議により変更することができるものとします。

予定している営業期間、営業時間、定休日は提案書に明示してください。

### (5) 出店形態

運営施設を区域内に設置し、日常的に公園が賑わい、利用者が楽しめるバーベキュー施設の管理・運営の提案をしてください。

#### ① バーベキュー運営区域

流山市総合運動公園バーベキューサイト及び平面図（資料1）及び管理区域とインフラ取り出し位置図（資料2）のとおり。

## ② 管理区域

流山市総合運動公園内バーベキューサイト（1955.94 m<sup>2</sup>）のほか、隣接するトイレ（29.39 m<sup>2</sup>）と南側駐車場（3341.76 m<sup>2</sup>）。なお、バーベキューサイトはロープ柵から外 1 m までは管理を行ってください。

本区域の管理方法について提案してください。南側駐車場は、出入口の開閉管理の実施可否も含めて公園利用者以外の駐車を抑制する管理方法についてご提案ください。なお、市による本公園の管理は、植栽地の草取りを年に 2 回、清掃を週に 2 回、トイレ清掃を週に 3 回実施しています。また、芝生については、4 月～11 月の間で芝刈りを月に 3 回、施肥を月に 1 回、エアレーション及び目砂散布を期間内に 2 回実施しています。

## ③ 設置できる施設

事業者が設置する施設は、都市公園法第 2 条第 2 項に掲げる公園施設としてください。また、公園の景観に配慮した施設としてください。

## ④ 利用者からの料金徴取

バーベキューサイトにおいて利用者から料金等を徴収する場合、利用者に物品を販売する場合は、その内容について提案書に記載願います。

## ⑤ 事業収支

事業収支の見込みを提案してください。また、類似施設における運営実績がある場合は提案書に記載願います。なお、営業に伴う収益は、全て事業者の利益とします。

## ⑥ 営業時間外について

営業時間以外の運営施設及び駐車場の管理方法について提案してください。前述の②と同様に、公園利用者以外の駐車を抑制する管理方法についてご提案ください。

## ⑦ その他

- ・地域へ貢献する企画の提案をお願いします。
- ・利用客の予約等受付に係る事務は事業者が行うこととします。
- ・利用客を増やすための宣伝については、市も行うこととしますが、事業者が積極的に行うようにしてください。なお、公園内に広告を設置することはできませんが、案内を目的とした看板等を設置する場合はあらかじめ市と協議を行う必要があります。
- ・運営区域は、常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理については、事業者の責任と負担で実施していただきます。また、運営区域周辺のゴミ等の回収及び処分は、事業者の責任で行ってください。

## (6) 公園施設管理使用料

バーベキューサイトの運営を行う際、事業者は都市公園法第 5 条第 1 項に基づく許可を取得し、流山市都市公園条例第 17 条第 2 項の規定により使用料を納入する必要があります。使用料の提案を行ってください。

## (7) 公園施設設置使用料

バーベキューサイトの運営を行うために必要な管理棟や倉庫などの公園施設を設置する際、事業者は都市公園法第 5 条第 1 項に基づく許可を取得し、流山市都市公園条例第 17 条第 2 項の規定に

より1日1㎡あたり100円以内の使用料を納入する必要があります。公園施設を設置する場合はその使用料の提案を行ってください。なお、必要な建築手続きは事業者の負担で行うものとします。

#### (8) 事業者が設置する施設の許可に伴う補償金の預託

事業者には、公園使用料その他設置管理許可にかかる事業から生じる債務の担保として、許可を受けるにあたり保証金を市に預託していただきます。保証金は、整備施設の解体等原状回復に必要な額とし、協議により決定します。

保証金は、許可期間終了に伴い土地の返還が完了した後に、市に対する未払い債務等を差し引いた額を返還することとします。ただし、保証金に利子は付しません。

#### (9) 許可の取消

事業者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合、市の理由により事業を中止する場合、市は使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、市が出店を不相当と判断した場合は、事業者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。事業者が許可の取り消しを受けた場合において、事業者に損害が生じて、市は一切その責を負いません。

#### (10) 原状回復

運営期間が満了した時、または許可が取り消されたときは、事業者の負担により、市が指定する期日までに使用箇所を原状に回復していただきます。ただし、市が認めたものについては、原状回復の必要はありません。

#### (11) 事業報告

毎年度、3月に年間の運営結果報告書に取りまとめて提出してください。なお、運営期間中に途中経過の事業報告をお願いすることがあります。

- ①営業日時、利用者分析、営業収支、状況写真

#### (12) 費用の負担

- ①本事業に必要な経費は、当該要領に記載の無いものであっても原則として事業者の負担とします。
- ②上水道(口径25ミリ)及び下水道(口径150ミリ)並びに電気(100V)の供給設備は、資料2に示す箇所まで市が引き込みを行っています。その後の使用機器との接続や供給事業者への使用許可申請等は、原則事業者が行ってください。
- ③上下水道や電気等、インフラ施設への接続に必要なすべての費用は原則事業者の負担とします。
- ④運営範囲内にあるトイレ、園灯、水場におけるインフラ施設の使用料については、原則事業者の負担とします。詳細については市と協議を行い、決定します。
- ⑤運営期間中の4(5)②の管理区域におけるトイレ・洗い場の維持管理は事業者が行ってください。なお、駐車場の維持管理については、市と協議を行うものとします。

### (13) その他

- ①酒類は市との協議により販売できる場合もあります。
- ②バーベキュー運営区域内は原則禁煙です。ただし、市との協議により喫煙所を設置できる場合もあります。なお、設置にあたっては健康増進法に配慮して下さい。
- ③運営期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言発出等により社会情勢が変化した場合、運営の制限等について、市と協議を行うものとしします。

## 5 応募条件

---

### (1) 応募者

- ①応募者は、本事業を実行する能力を有する単独企業あるいはグループとします。
- ②グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表企業を1社選定してください。
- ③参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- ④応募者は、応募を含むそれ以降の本事業に係る協議、申請等に係る諸手続を行います。

### (2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- ①応募者は、「8 (2) ② 提出書類」に示す提出書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ②様式2 誓約書の内容を誓約できること。
- ③本事業の遂行に必要な資格を有する者で構成、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の事業を確実に遂行できる者であること。
- ④社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に加入していること。

### (3) 応募者の制限

本実施要領公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- ①流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置委要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形もしくは不渡り小切手を出した者。
- ④建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人または入札代理人として使用している者。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第255号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされている者。

- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされている者。
- ⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑨応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑩法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

#### (4) 応募に関する留意事項

##### ①費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

##### ②提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書類は返却しません。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

なお、応募者が運営事業者に選定された場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

##### ③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用する時は、内容を把握し、使用ができるように対応してください。また、その結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

##### ④本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

##### ⑤1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

##### ⑥複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

##### ⑦法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、事業実施時における法令適合のリスクは、運営事業者に属することとします。

##### ⑧構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

##### ⑨提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

##### ⑩虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。



⑪秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、または第3者に漏らしてはいけません。また、事業の遂行にあたっては、「流山市個人情報保護条例」及び「流山市情報セキュリティポリシー」を厳守し、取得した情報等の取扱いには最大限の注意を払ってください。

⑫損害の賠償

本事業中に事業者が流山市若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、事故等があった場合は、直ちに流山市へその状況及び内容を書面により報告し、全て事業者の責任において処理解決するものとし、流山市は一切の責任を負わないものとします。

## 6 事業者選定の流れ

---

(1) 応募者

応募者は、「5 応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

(2) 応募資格要件の確認

提案をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として6(3)最優秀提案の評価を行います。

(3) 最優秀提案の評価及び優先交渉権者の選定

流山市総合運動公園バーベキューサイト運営事業者提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案から順位をつけて1件の最優秀提案及び数件の優秀提案を評価します。また、審査委員会の評価を参考に、優先交渉権者を市が選定します。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は提案内容に基づき本市と詳細協議を行い、協定を締結して運営事業者となり、本事業を履行します。

(5) 優秀提案の応募者の扱い

本市は、前述(4)の優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査委員会の評価結果を参考に優先交渉権者を再選定し、同様の詳細協議を行う可能性があります。

(6) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市まちづくり推進部みどりの課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6092

電子メール：[kouen@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kouen@city.nagareyama.chiba.jp)

## 7 提案募集スケジュール

### (1) 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

募集要領の公表(流山市ホームページに掲載)	令和3年12月1日(水)
参加表明書に関する質問の受付	令和3年12月1日(水)～令和3年12月7日(火)
質疑回答(流山市ホームページに掲載)	令和3年12月13日(月)
参加表明書の受付	令和3年12月14日(火)～令和3年12月20日(月)
書類審査結果の発表及び通知	令和4年1月14日(金)
提案書に関する質問の受付	令和4年1月14日(金)～令和4年1月20日(木)
質疑回答(流山市ホームページに掲載)	令和4年1月26日(水)
提案書の受付	令和4年1月26日(水)～令和4年2月10日(木)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年2月18日(金)(予定)
選定結果の発表及び通知	令和4年2月25日(金)(予定)
協定の締結	令和4年2月～3月
本事業の実施	令和4年4月1日(金)以降

### (2) 提案募集の手続き

#### ①募集要領の公表

募集要領は、令和3年12月1日（水）から、本市のホームページにて公表します。

#### ②募集要領に関する質問

本要領に関する質問は次により行ってください。各社の質問回数は参加表明書、及び提案書について、それぞれ1回限りとします。

#### ア 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により事務局に持参、郵送、または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

#### イ 受付期間

参加表明書について：令和3年12月1日（水）～令和3年12月7日（火）

提案書について：令和4年1月14日（金）～令和4年1月20日（木）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）

#### ウ 回答

参加表明書の質疑回答は、令和3年12月13日（月）、提案書の質疑回答は令和4年1月26日（水）までに、随時、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力をもつものとし、

## 8 参加表明書

### (1) 参加表明書の書類選考

流山市総合運動公園バーベキューサイト運営事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、参加表明書の書類審査を行います。応募多数となった場合は、応募者を数社程度に選定します。

## (2) 参加表明書の様式

応募者は、別添参加表明書を作成し、事務局へ郵送または持参で正本1部、副本4部を提出してください。なお、郵送の際に事故等により事務局に届かなかった場合は無効となり、市はその責任を負いませんので予めご了承ください。

### ① 受付期間

令和3年12月14日（火）～令和3年12月20日（月）（必着）  
（受付時間は午前8時30分から午後5時（平日のみ））

### ② 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1-1）
- イ 応募者の会社概要（様式 1-2）
- ウ 過去10年間の応募者の同種・類似業務実績（様式 1-3）
- エ 事業の実施体制（任意様式 A4 片面1枚以内）
- オ 直近1年間の事業実績及びその収支状況（任意様式 A4 両面1枚以内）
- カ 法人の場合は登記簿謄本
- キ 決算状況（直近3か年）
- ク 誓約書（様式 2）

### ③ 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

#### ア 応募者の会社概要（様式 1-2）

グループ（共同企業体）で提案する場合は、グループに所属する全ての企業名を記載してください。

#### イ 過去10年間の応募者の同種・類似業務実績（様式 1-3）

次に該当する同種又は類似の業務実績3件以内を記入してください。また、下記についても記載してください。

A 実績が複数ある場合は、地方自治体と協定や契約を締結しているものを優先して記入してください。なお、同種または類似業務が3件に満たない場合は、実績があるもののみを記入してください。

B 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

- a 事業形態の欄には、単独、または協力の別を記入してください。
- b 協力の場合は、元請け企業名について記入してください。
- c 事業概要には、実施場所、実施期間、サービス内容を記載してください。

C 掲載した業務実績に係る下記書類を添付してください。

- a 契約書（鑑）の写し、または協定書等の写し
- b 事業の完了が確認できる書類の写し
- c 事業の概要が確認できる資料

#### ウ 事業の実施体制（任意様式 A4 片面1枚以内）

本事業を実施する際の実施体制及び事業責任者について記入してください。協力会社がいる場合は協力会社を含めて記載してください。また、万が一事業実施期間中に火災や事故等が発生した場合の連絡体制についても記載してください。

#### エ 直近1年間の事業実績及びその収支状況（任意様式 A4 両面1枚以内）

本事業に関連しないものも含めて、応募者が営んでいるすべての事業の直近1年間の事業の内訳、事業実績の概要及び各事業毎の収支状況について記入してください。

#### オ 決算状況（直近3か年）

法人税の申告に用いた決算書をご提出ください。応募者が設立から3か年に満たない場合には、向こう3か年の決算書の見込みをご提出ください。

#### カ 提出された参加表明書に関する質疑回答について

提出された参加表明書に対し、質問を行うことがあります。なお、質問を行った場合は回答期間に年末年始を含む可能性がありますので予めご了承ください。

## 9 提案書

### (1) 提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

提案書は書類選考で選定された応募者が提出してください。提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

### (2) 提案書の様式

応募者は、別添提案書を作成し、事務局へ郵送または持参で正本1部、副本4部を提出してください。なお、郵送の際に事故等により事務局に届かなかった場合は無効となり、市はその責任を負いませんので予めご了承ください。

#### ①受付期間

令和4年1月26日（水）～令和4年2月10日（木）（必着）

（受付時間は、午前8時30分から午後5時（平日のみ））

#### ②提出書類

ア 提案書（様式3）

イ 開業までの事業のフロー及びスケジュール（任意様式 A4 片面1枚以内）

ウ 環境や景観、周辺住民への配慮、法令順守に対する考え方（任意様式 A4 片面1枚以内）

エ 営業内容の考え方（メニューや時間、金額等）（任意様式 A4 片面1枚以内）

オ 公園使用料の提案、収支計画について（任意様式 A4 片面1枚以内）

カ 公園施設管理の提案について（南側駐車場やトイレ、手洗い場を含む）

（任意様式 A4 片面1枚以内）

#### ③提案書の作成及び記載上の留意事項

「② カ 公園施設管理の提案について（南側駐車場やトイレ、手洗い場を含む）」では、市が課題としている、公園利用者以外の長時間にわたる駐車場利用に対する提案を記載してください。

## 10 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

---

### (1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

原則非公開で行うものとします。会場・日時等については、事前に通知します。

所要時間は1者20分程度とします。（プレゼンテーション10分、質疑応答10分程度）

※所要時間は応募状況により変更になることがあります。

### (2) 出席者

プレゼンテーション説明者は、当該事業に予定する事業責任者を含む4名以内とし、原則として提案者に所属する者と協力者以外の者の出席は認めません。

### (3) 実施にあたっての留意事項

プレゼンテーションには、提出した提案書5部とパワーポイント等によるスライドデータ及びパソコンを準備してください。なお、原則として提出した提案書には加筆できないものとしますが、パワーポイント等において編集を行うことは可とします。なお、会場では本市が用意したスクリーン及びプロジェクターを使用するものとします。プロジェクターへ接続する際に利用可能な端子はDVI（D-sub15pin）です。

## 11 審査及び審査結果の通知

---

### (1) 審査

審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを総合的に審査し、その中から順位を付して最も適格とされる最優秀提案者を1者、及びその他数者の優秀提案の評価を行います。なお、提案者が1者であった場合でもその得点が60点以上（100点満点）であれば当該提案を有効とします。

### (2) 審査基準

審査基準は、資料3「流山市総合運動公園バーベキューサイト運営事業者募集配点表」のとおりとします。

### (3) 審査結果の通知及び公表

①審査結果は文書で通知するものとします。

②審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

③審査結果は、本市のホームページで公表します。

④審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

①期限までに書類が提出されない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④本募集要領に違反すると認められる場合

## 12 参考書類

---

- ・資料1 流山市総合運動公園バーベキューサイト及び平面図
- ・資料2 管理区域とインフラ取り出し位置図
- ・資料3 配点表

## 13 その他

---

本募集は都合により延期し、または取りやめることがあります。この場合について、参加者は意義申し立てることができず、損害を受けることがあってもその賠償を請求できないものとします。